

令和3年度
事業系一般廃棄物減量・適正処理の手引

秋田市環境部

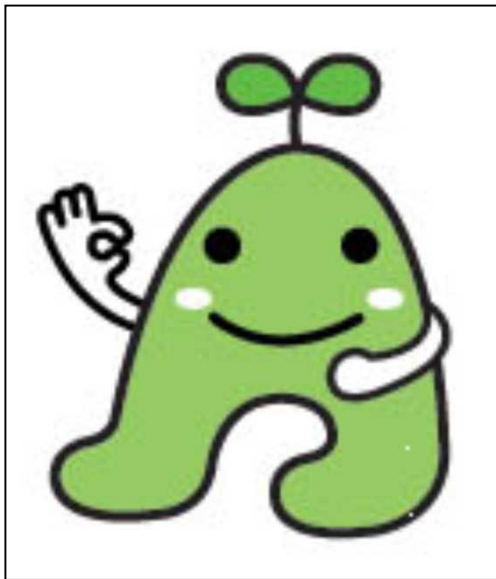
はじめに

現在、本市を含む社会全体で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動に歯止めがかからず、廃棄物処理による環境負荷や処理費用の増大、環境汚染への対応などが課題になっているほか、製造や焼却過程に発生する温室効果ガスに起因する地球温暖化と気候変動は、地球的規模の問題になっております。

そうした中、我が国では2050年までに国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする、脱炭素社会の実現に向けて動き出しております。

本市におきましても、市・事業者・市民がそれぞれの役割のもと協働で、環境負荷の低減と循環型社会の構築をめざす取り組みを「スマートあきたプラン」と位置づけ、その中で事業系一般廃棄物の減量、再使用、再生利用等に積極的に取り組んでいるところです。

事業者の皆様におかれましては、本市施策へのご協力とともに、本手引きをご活用いただき、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組まれますようお願いいたします。



秋田市のごみ減量イメージキャラクター

【エコアちゃん】

秋田市の森の奥で平和に暮らしていたブナの妖精。

体のかたちはAKITA、頭の上の葉っぱは市民のごみ減量意識の芽生えを表しています。

名前はエコロジーとアキタを組み合わせたものです。

目 次

I 秋田市のごみの現状	1
1 秋田市のごみ排出量の推移	
2 秋田市における事業系の資源化物の推移	
II 秋田市一般廃棄物処理基本計画と減量目標	2
III ごみ減量のキーワードは「3R」	2
IV 事業者の責務	3
V 廃棄物の区分	3
1 産業廃棄物	
2 一般廃棄物	
VI ごみ減量・リサイクルの進め方	6
1 事業所内のごみ減量推進体制の整備	
2 ごみの分別と減量・リサイクル	
3 ごみ減量・リサイクル推進のためのポイント	
VII 事業系一般廃棄物の適正処理について	11

その他

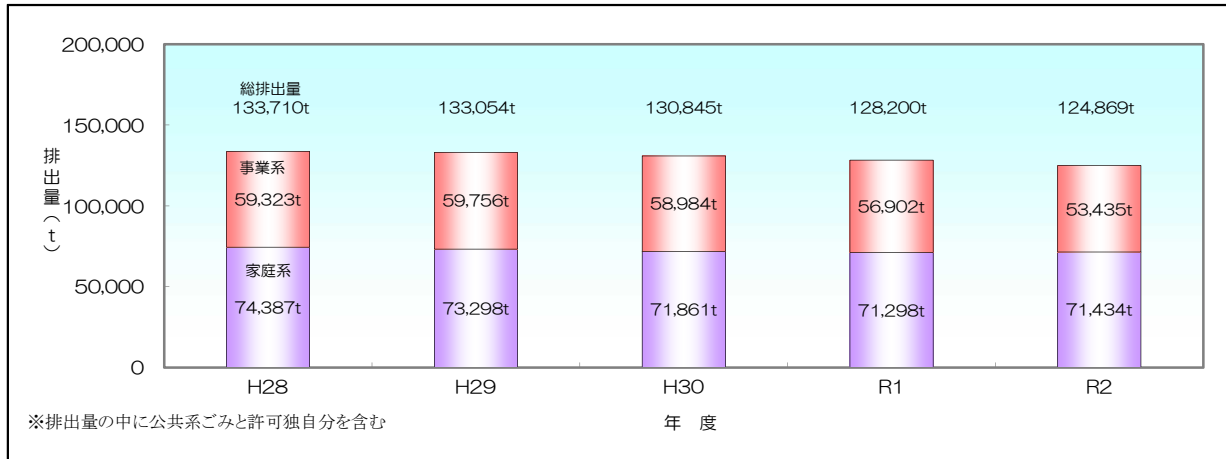
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(抄)

I 秋田市のごみの現状

1 秋田市のごみ排出量の推移

令和2年度の秋田市全体のごみの排出量は124,869トンで、前年度と比べ2.6%減となっています。

令和2年度の事業系ごみの排出量は53,435トンで、前年度と比べ6.1%減となっています。市全体のごみの排出量うち、事業系ごみの排出量は42.79%を占めています。

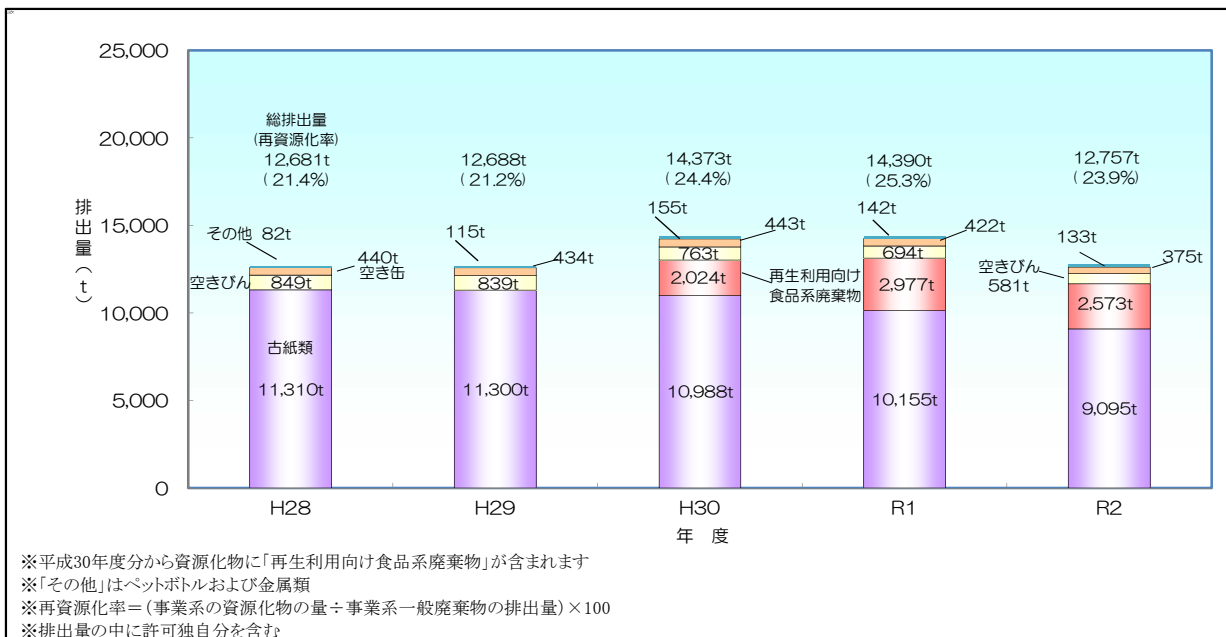


2 秋田市における事業系の資源化物の推移

事業系の資源化物の総排出量は、年々減少傾向にありましたが、平成30年度分から「再生利用向け食品系廃棄物」が新たに加わったことにより増加となっています。

令和2年度の資源化物の排出量は12,757トンとなっており、市全体のごみの排出量の10.2%を占め、事業系ごみの排出量では23.9%となっています。

資源化物の内訳別でみると「古紙類」が全体の71.3%を占め、「再生利用向け食品系廃棄物」が20.2%となっています。



II 秋田市一般廃棄物処理基本計画と減量目標

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し適正な処理を確保するため定める計画です。

秋田市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月見直し）では、これらの方策とともにごみの減量目標を掲げており、事業系ごみ（資源化物・公共系を除く）の減量目標は「令和7年度までに38,000^ト以下」としています。

※令和2年度の資源化物および公共系を除いた事業系ごみの排出量は39,085^トです。（前年度比4.2%減）

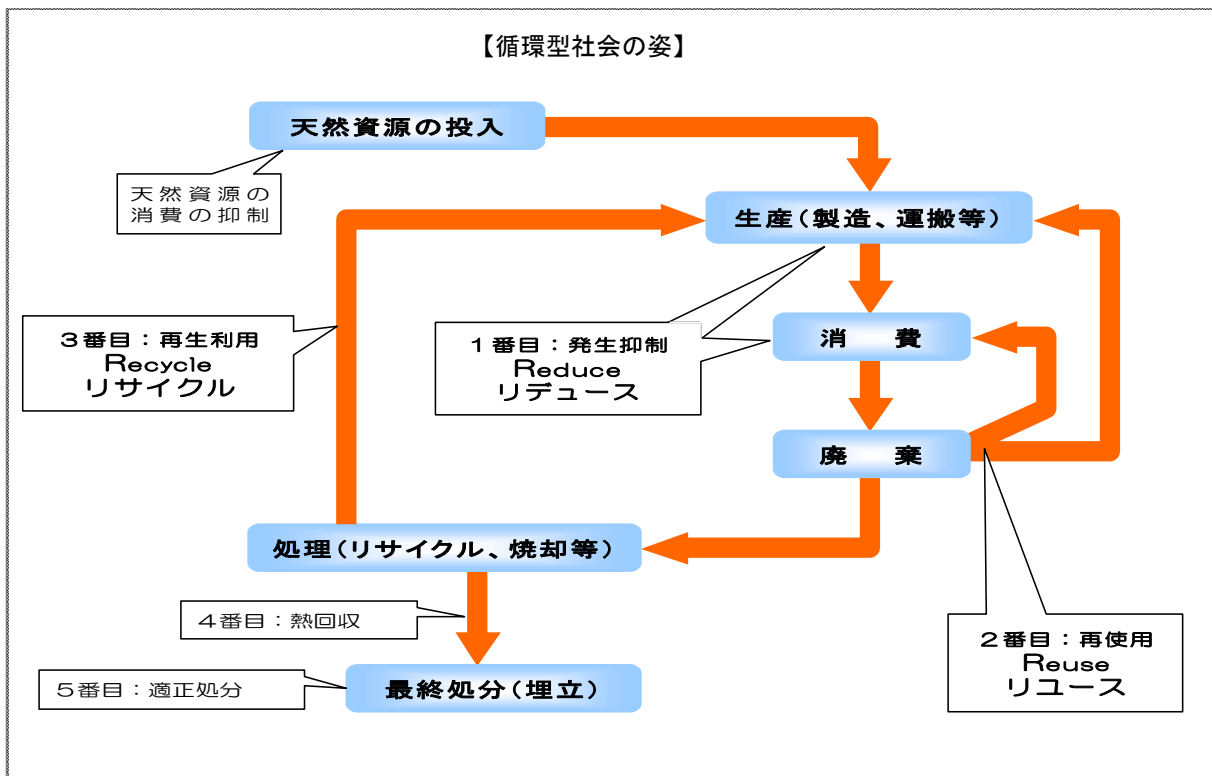
III ごみ減量のキーワードは「3R」

これまでの「大量生産・大量消費型の社会」から、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会、すなわち「持続可能な循環型の社会」への転換に向けた取組が行われています。

その取組のキーワードが「3R（スリーアール）」です。3Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）のことで、3つの頭文字に由来します。

さらに、3Rには取組の順番があります。まず、ごみの発生を減らす「リデュース」から始め、次に使えるものは繰り返し使う「リユース」、そして使えなくなったものは原料などに利用して再資源化する「リサイクル」となっています。

秋田市では、3Rを継続しながら、より優先順位の高い2Rを推進しています。



IV 事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法、家電リサイクル法、食品リサイクル法など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責任がより強く求められています。

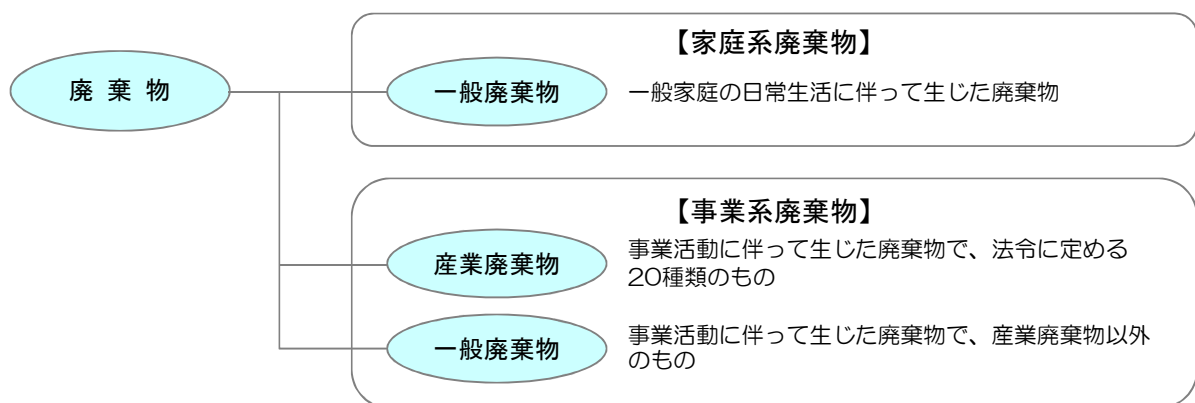
「廃棄物処理法」および「秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例」では、事業活動に伴って生じる廃棄物の処理等について、次のとおり規定しています。

- 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること
- ごみの発生抑制・再利用を促進すること等で、廃棄物の減量を図ること
- ごみの減量・適正処理等について国や市の施策に協力すること

V 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分し、一般廃棄物は「産業廃棄物以外の廃棄物」とされています。

廃棄物の体系は次のとおりで、一般廃棄物には「家庭系」と「事業系」があります。



1 産業廃棄物

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。

	区 分	具 体 例
全 て の 業 種 に か か る 廃 棄 物	①廃プラスチック	ビニールシートくず、合成繊維くず、廃タイヤ、全ての廃プラスチック類
	②ゴムくず	天然ゴムくず
	③金属くず	鉄鋼・非鉄金属の切削くず等全ての金属
	④ガラスくず、コンクリートくず及び、陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず、耐火レンガくず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、石膏ボード等のくず
	⑤がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリート破片、アスファルト破片等
	⑥燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物等
	⑦汚泥	下水道汚泥、パルプ廃液汚泥、建設汚泥、製造・排水処理で出る汚泥等
	⑧廃油	廃潤滑油、廃切削油、動植物系廃油等の全ての廃油
	⑨廃酸	廃硫酸、廃塩酸等全ての酸性廃液
	⑩廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アルカリ性メッキ廃液等全てのアルカリ性廃液
	⑪鉱さい	高炉、転炉、電気炉等の鉱さい(スラグ)、鋳物廃砂等
	⑫ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん機ダスト等
特 定 の 業 種 に 係 る 廃 棄 物	⑬紙くず	建設業(工作物の建設又は除去)紙製造業、製本業、出版業等から排出される紙くず
	⑭木くず	建設業(工作物の建設又は除去)、木材又は木材製造業等から排出される木くず 物品賃貸業に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮繊維くず	建設業(工作物の建設又は除去)、製糸業、紡績業、織物業等から排出される天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食品製造業等から排出される原料として使用された固形状の不要物
	⑰動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
	⑱動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
	⑲動物系固形不要物	と畜場等から排出される獣畜および食鳥に係る固形状の不要物
	⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの	

※以下の物は、事業者が排出する場合は「産業廃棄物」としての取扱いとなります。

間違って排出することがないようにご注意ください。

- (1) プラスチック製品(プラスチック箱、パレット等)
- (2) 商品を梱包していたビニール袋や梱包用のPPベルト
- (3) 蛍光灯・電球・ガラス製品(ジョッキ、窓ガラス等)・陶器製品(皿等)
- (4) 看板や標識等(プラスチック・金属・ガラス・陶器製)
- (5) スチール製の机・椅子・棚等

【問い合わせ先】

- ◆産業廃棄物全般に関すること 秋田市環境部廃棄物対策課 (888-5713)
- ◆産業廃棄物の処理委託など (一社) 秋田県産業廃棄物協会 (863-7107)

2 一般廃棄物

産業廃棄物以外のものが一般廃棄物です。

主な事業系一般廃棄物と区分は次のとおりです。

- (1) 事業所、商店等から出る紙くず・ダンボール・茶殻等の雑ごみ
- (2) 飲食店、従業員食堂から出る残飯・厨芥類・使い捨て弁当容器等
- (3) 卸小売業から出る野菜くず・魚介類
- (4) 従業員の飲食や嗜好により出る空き缶・空きびん・ペットボトル等
- (5) 板きれ、竹、枯草木等
- (6) 事業所、商店等から出る木製の机・椅子・棚等

※上記のものであっても事業形態によっては、産業廃棄物に分類されるものもあります。

区 分		内 容
事業ごみ		生ごみや雑ごみなどの厨芥類(食品加工に伴う動植物性残さは除く)、使い捨て弁当の容器(職員の飲食や嗜好によるものに限る)、板きれ、剪定枝、枯葉など
資源 化物	金属類	給湯室や休憩所で使用している食器類など(職員の飲食や嗜好によるものに限る)
	ペットボトル	職員の飲食や嗜好によるものに限る
	空きびん	職員の飲食や嗜好によるものに限る
	空き缶	職員の飲食や嗜好によるものに限る
	再生利用向け 食品系廃棄物	生ごみ
粗大ごみ		木製の事務機器や家具などに限り一辺の大きさが50センチを超えるもの

※事業所から出る「ガス・スプレー缶」と「使用済み乾電池」は産業廃棄物にあたるため市の施設では受け入れていないほか、「古紙類」は古紙問屋などリサイクルルートが確立されているため受け入れていません。

※「再生利用向け食品系廃棄物」については、たい肥化やバイオガス化のリサイクルに取り組んでいる再生活用業者をご活用ください。処理の依頼については、14ページの再生活用業者に直接ご相談ください。

【注 意】

◆自ら市の処理施設へ搬入(自己搬入)する場合は、事前に搬入物の種類や大きさ、量などの概要を確認させていただきますので下記へご連絡ください。

【問い合わせ先】 秋田市総合環境センター (839-4816)

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1

Ⅵ ごみ減量・リサイクルの進め方

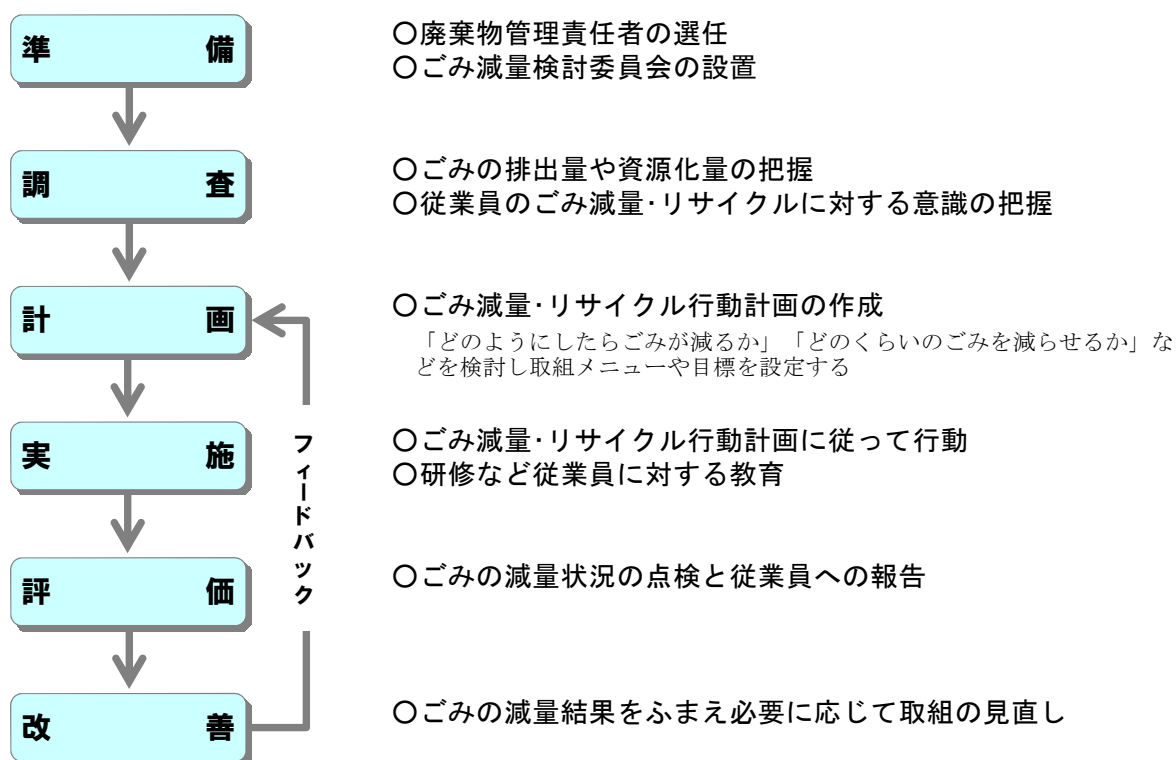
1 事業所内のごみ減量推進体制の整備

まずは、廃棄物管理責任者を選出します。

続いて、ごみを減量化するための組織(委員会等)をつくります。

ごみを減らすためには、まず、どのようなごみを、どれくらい排出しているか知る必要があります。また、その結果としてごみの発生原因を知り、ごみを減らすための目標を設定することが大切です。

こうしたことから、減量目標の設定や取組メニューの検討、さらに行動計画の作成などを通じて、自主的な取組に向けた事業所内の推進体制を整備してみましょう。



2 ごみの分別と減量・リサイクル

(1) 紙ごみの減量とリサイクル

紙ごみの中には、OA用紙やカタログ等の再生利用可能なものが含まれています。

ちょっとした努力により、すぐに減量の効果が現れるのも紙ごみですので、オフィスや店舗等の多量排出者は、紙の分別と再資源化により、積極的に紙ごみの減量とリサイクルを進めましょう。

— 紙の使用量を減らそう! —

以下の点に注意して、紙の使用量を少なくするよう心がけましょう。

◆ ペーパーレス化

- ・紙をなるべく使わない
- ・会議での積極的な電子機器の活用や電子メールの活用

◆ 書類は共有・一元化

- ・必要のない印刷やコピーはしない
- ・印刷物などは必要以上に作らず複数で利用

◆ コピー用紙は両面使用

- ・複数ページの印刷は両面で

◆ 不要になった紙の再使用

- ・裏紙の利用や封筒の再使用

◆ 原稿のチェック(ミスプリントの防止)

- ・原稿の校正は大丈夫ですか。枚数、サイズを確認してから

◆ 資料は1枚がベスト

- ・資料は簡単にわかりやすく量より質
- ・内容やレイアウトを見直し、枚数を少なく

－ 紙をリサイクルしよう！ －

紙のリサイクルを始めるときは、一般廃棄物収集運搬許可業者や古紙回収業者に相談して効率の良いリサイクルシステムを確立させましょう。

◆ 回収する紙の種類を決める

- ・建物内で発生する古紙の量をふまえ、回収する紙の種類を決めましょう。

◇OA用紙 ◇ダンボール ◇新聞紙、チラシ ◇牛乳パック
◇雑誌、書籍、パンフレット、雑がみ ◇機密文書

* 分別方法や回収頻度などの取引条件は業者の方によく相談してください。

* 「雑がみ」とは、包装紙、紙箱、封筒、ハガキなどです。

◆ 分別ボックスの設置

- ・種類別に簡易な分別ボックスを用意します。(ダンボールなどで作るのもよいでしょう)
- ・分別ボックスを利用することで、ごみを減らすことができます。

◆ 専用の保管場所を用意し、紙を保管・整理する

- ・分別の徹底が良質な再生紙をつくります。
- ・回収業者が引取にくるまでの保管場所を設けましょう。
- ・再生利用できない異物(禁忌品)は、必ず取り除きましょう。

－ こんなものを混ぜてはダメ！ －

原料にならない物や障害になる物を「禁忌品(きんきひん)」といいます。

これらの物が混入すると製品の質が落ちてしまいます。せっかくのリサイクルをより効果的なものにするためにも分別する際は禁忌品を取り除きましょう。

○ 禁忌品の例

◇写真 ◇紙コップ類 ◇油紙
◇粘着テープ類 ◇合成紙 ◇ビニールコート紙
◇ワックス加工紙 ◇布製品 ◇感熱紙
◇防水加工紙 ◇金属クリップ ◇ファイルの留め金
◇裏カーボン紙 ◇銀紙 ◇粘着物がついた紙類
◇ティッシュペーパー ◇トレーシングペーパー ◇OHPフィルム

(2) 生ごみの減量とリサイクル

食品関連業者は、食品リサイクル法により、食品廃棄物の減量に取り組まなければなりません。また、食品ロス削減推進法の施行により、事業者は食品ロスの削減に努めることとされています。

積極的に「食品の再生利用」と「食品ロスの削減」に取り組みましょう。

— 食品廃棄物を減らしましょう! —

【食品関連業者とは】

◇食品の製造業者（食品メーカーなど）

※食品の製造業者から排出される動植物性残さは「産業廃棄物」になります。

◇食品の卸売・小売業者（百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋など）

◇飲食店および食事の提供を伴う事業（食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場など）

【食品廃棄物とは】

食品の製造や調理過程で生じる動植物性残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等が食品廃棄物です。この中で、本来食べられるのにもかかわらず捨てられている食品が「食品ロス」です。

【食品ロス削減推進法とは】

食品ロス削減推進法は、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進していこうという法律です。

【秋田市の食品ロス削減の取組】

本市では、飲食店やホテルなどを対象に食品ロス削減の取り組みにご協力いただく「もったいないアクション協力店」を募集し、市ホームページ等で紹介しています。

【食品リサイクル法とは】

食品リサイクル法は、環境を守るために食品メーカーや小売店、レストラン等の食品関連事業者が、できるだけ食品廃棄物を出さないように努力すること、出てしまった食品廃棄物はリサイクルして、循環型社会を旨とするという法律です。

【再生利用の方法】

食品リサイクル法では、① 発生抑制する、② 再生利用する、③ 熱回収する、④ 減量する、が再生利用等に取り組むときの優先順位となります。

① 発生抑制

生産や流通過程の工夫、消費の見通しなどによって、食品廃棄物の発生を抑制しましょう。

② 再生利用

食品廃棄物のうち資源化できるものは肥料や飼料、油脂や油脂製品、メタンガスの原材料等として再生利用しましょう。

※低炭素や循環型社会構築のため、生ごみの処理については、本市の許可を受け、生ごみのたい肥化やバイオガス化のリサイクルに取り組んでいる民間事業者をご活用ください。（14ページ参照）

③ 熱回収

焼却して熱回収をすることも再生利用のひとつです。①再生利用施設が離れていること、②メタンやバイオディーゼルと同等以上のエネルギーを回収できること、が条件となります。

④ 減量

食品廃棄物は水分が多く腐敗しやすいことから、再生利用できない場合は、脱水・乾燥・炭化により減量を行い、廃棄処分を容易にしましょう。

3 ごみ減量・リサイクル推進のためのポイント

ごみの減量・リサイクルを進めるにあたり、廃棄物の責任者が取り組むポイントをまとめましたので参考にしてください。

ポイント1 建物のごみの流れを知ろう！

ごみの収集業者やビルメンテナンス会社から、ごみの契約内容(処理形態)について説明を受けましょう。
〈まず、責任者が実態を知ることが肝心です〉

ポイント2 ごみの排出ルールを知ってもらおう！

建物独自のごみのフロー図(分別区分・排出方法・排出場所・回収業者・処分方法)を作成し周知しましょう。
〈これを作ることで、協力者や理解者が増えていきます〉

ポイント3 ごみに関する問い合わせ先を周知しよう！

建物内で、ごみに関する問い合わせ先(相談先)がどこなのかを示しましょう。
〈分別や処理の相談ができ、信頼関係が生まれます〉

ポイント4 混ぜればごみ、分ければ資源！

OA用書類や、その他資源化できる紙(封筒、紙箱、メモ用紙等)を資源化品目として設定しましょう。
〈資源化できることを知らない人も多くいます〉

ポイント5 分別ボックス設置で受け皿整備を！

社内やテナント内に古紙回収箱を設置して、古紙をリサイクルするための受け皿を整備しましょう。
〈古紙の分別は減量・資源化に効果があるといわれています〉

ポイント6 一目でわかる工夫が効果的！文字より絵！

ごみ箱や分別ボックスに分かりやすいイラストや写真を貼るなどして分別の徹底を図りましょう。
〈なげなく目に飛び込んでくるのが意外に効果的です〉

ポイント7 建物の状態が一目瞭然！ごみ置き場の整備を！

ごみ置き場の区画割りや大きな表示をして、排出品目と場所を明確にしましょう。
〈整備されていない集積所は、通行者などのポイ捨てを招きかねません〉

ポイント8 継続したPRを！

ごみ処理に関しての注意事項や問題点を周知するために、回覧板や掲示板を利用しましょう。
〈関心を持ってくれる人や協力者は案外多いものです〉

ポイント9 ごみの分別状況を知ってもらおう！

定期的に分別状況をチェックし、混入状況を公開することで建物内のごみの現状をPRしましょう。
〈混ぜてはいけないものを明示することによってルールが定着してきます〉

ポイント10 再生品(リサイクル製品)を使用しよう！

OA用紙、事務用品、トイレトペーパーなどは、積極的に再生品を使用しましょう。
〈再生品を使用することにより、リサイクルの環(わ)がつながります〉

Ⅶ 事業系一般廃棄物の適正処理について

事業活動に伴って生ずる廃棄物については、産業廃棄物、一般廃棄物にかかわらず事業者自らの責任による処理が義務づけられています。

事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処理する場合のほか、次のいずれかの方法によって処理することになります。

▼ 市の施設で処理する場合（事業者が自ら処理する以外の処理方法）

自己搬入	許可業者委託
<ul style="list-style-type: none">○市の施設へ自己搬入する場合は、事前に搬入物の種類や大きさ、量などの概要を確認させていただきますので下記へご連絡ください。 → 秋田市総合環境センター(839-4816)○搬入する際は、きちんと分別した上で、担当職員の指示する施設へ運搬してください。	<ul style="list-style-type: none">○自己搬入できない場合は、きちんと分別した上で、市が許可する「一般廃棄物収集運搬許可業者」に収集運搬を委託してください。 * 一般廃棄物収集運搬許可業者の一覧は次頁に掲載しています。

▼ 一般廃棄物処理手数料

家庭ごみ、粗大ごみ	資源化物（※古紙は市で受け入れていません）
10kgごとに117円	無 料

※一般廃棄物処理手数料は、事業所から出るごみや家庭から自己搬入されたごみに対し市が徴収しているもので、適宜見直しています。料金は焼却、破碎、埋立に要した費用を基に設定しています。

※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合は、上記処理手数料のほか収集運搬費等がかかります。

※古紙の受入業者は次頁に掲載しています。

【注 意】

- ◆市の施設へ搬入する場合、事業ごみは「透明か半透明の袋」をご使用ください。資源化物については、「無色透明の袋」をご使用ください。
- ◆一般廃棄物処理業の許可を受けていない産業廃棄物処理業者や運送会社は、一般廃棄物の収集・運搬・処分ができません。

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

業 者 名	住 所	電 話 番 号
秋田協同清掃(株)	新屋豊町4-30	864-7300
(有)丸ノ内サービス	寺内字大小路207-44	845-7099
オークス(株)	土崎港相染町字浜ナシ山17-13	857-2323
大洋ビル管理(株)	旭北錦町1-14	865-0601
(有)田口清掃	新屋高美町8-25	828-1677
(有)太平	濁川字後田36-3	868-6838
(有)佐藤清掃社	飯島緑丘町16-2	857-0544
(有)秋田衛生社	檜山川口境18-11	833-3125
(株)エイビック	東通仲町20-16	833-3957
(有)武藤清掃サービス	上北手百崎字境田143	839-0523
(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	手形住吉町4-26	833-4249
(有)秋田第一清掃	外旭川字神田280-18	868-0015
(有)エスエス環境	仁井田新田二丁目8-23	839-6605
(株)東北ビルカンリ・システムズ	大町三丁目3-36	862-3251
長谷部清掃	横森三丁目4-25	835-3785
工藤清掃	下新城中野字琵琶沼218-2	878-4924
(株)河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬43	883-2227
安田興業(有)	豊岩石田坂字坂ノ下64	828-1133
(企)秋田北部清掃興業	土崎港西二丁目10-20	845-4405

【古紙の受入先】

〈機密文書〉

業 者 名	住 所	電 話 番 号
日本製紙秋田サポート(株)	向浜二丁目1-1	824-1317

〈機密文書出張裁断サービス〉(有料)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
秋田協同清掃(株)	新屋豊町4-30	864-7300
ヨコウン(株)オフィスサポートセンター	御所野湯本五丁目1-13	853-5030

〈機密文書以外の古紙類〉

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株)秋田故紙センター	寺内字三千刈461	823-6852
(株)もっかいトラス秋田営業所	土崎港穀保町130-1	846-9100
(資)田口嬉一商店	卸町二丁目1-11	862-7221
(有)今野商会	土崎港西一丁目2-25	857-1530
(有)秋源	上北手御所野字雨池通5-15	839-7542
猿田興業(株)	川尻町字大川反170-113	862-4810

【注 意】

◆「機密文書」および「機密文書以外の古紙類」を搬入する際は、搬入先に事前に連絡してください。

【再生利用向け食品系廃棄物の再生活用業者】

業 者 名	リサイクルの種類	住 所	電 話 番 号
秋田協同清掃(株)	たい肥化	河辺戸島字七曲台120-95	864-7300
(株)ナチュラルエナジージャパン	バイオガス化	向浜一丁目3-7	866-9313

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(抄)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業系一般廃棄物の減量)

第10条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その排出する事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。

事業系一般廃棄物減量・適正処理の手引

作成 秋田市環境部環境都市推進課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5708

FAX 018-888-5707

E-mail ro-evcp@city.akita.lg.jp

